

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」の一部改正について

1 趣旨

令和元年10月から、事務処理センター（仮称）で精神障害者保健福祉手帳の申請受付（郵送申請）を予定しています。郵送申請を始めるにあたり、申請者の利便性を鑑みて、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」に定めている申請書類等様式の改正を行う予定です。

2 改正案の概要

(1) 申請書の集約化

- ア 申請事由ごとに分かれていた申請書を1枚にまとめます。
- イ 対象者の住所欄に「グループホーム・入院中・施設入所中」の選択肢を設けます。
- ウ 添付書類のチェック欄を設けます。
- エ 手帳印刷の希望欄を設けます。

【対象の様式】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳新規交付申請書 第10号様式（第11条第1項）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳更新・再承認申請書 第11号様式（第11条第2項）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳障害等級変更・再交付申請書 第12号様式（第11条第3項・第4項）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届出書 第15号様式の2（第12条第2項）
- ・ 転入届出書兼精神障害者保健福祉手帳交付申請書 第15号様式の3（第12条第3項）

(2) 文言を整理

年金事務所等へ、受給状況を確認するための本人同意書の文章を整理します。

〔現行〕：私は、精神障害者保健福祉手帳に係る障害等級の判定のために、精神障害を支給事由とする給付を受けていること、障害等級、障害の種類その他市長が必要と認める事項を確認するため、年金事務所等に対し照会することについて同意します。

〔改正案〕：私は、精神障害者保健福祉手帳交付の決定のために、年金の支給権者に対し、障害年金・特別障害給付金の受給資格に関することの内、現に受給しているか、支給事由、障害等級などの内容について照会することに同意します。

【対象の様式】

- ・ 同意書 第13号様式（第11条第5項）